

## 電波利用料の用途について

改正分

用途	頁	平成17～19年度 予算額（年平均）	次期予算見込額 （年平均）	備考
地上放送のデジタル化への完全移行のための送受信環境整備 支援事業	1	—	75.0億円	新規
無線システム普及支援事業（携帯電話エリア整備支援事業）	7	—	70.0億円	移行+新規
ワイヤレス分野における国際標準化等に係る経費	11	—	3.7億円	新規
<b>新用途合計</b>		—	<b>148.7億円</b>	
電波資源拡大のための研究開発	14	90.8億円	140.0億円	拡充
<b>以下前回（5月24日説明済案件）</b>				
電波監視施設の整備・維持運用及び電波監視業務等の実施	17	71.8億円	76.0億円	
総合無線局監理システムの構築と運用	18	87.0億円	74.3億円	
周波数逼迫対策技術試験事務等	19	56.1億円	52.0億円	
特定周波数変更対策業務（アナログ周波数変更対策業務）	20	211.8億円	161.6億円	
特定周波数終了対策業務	—	0.8億円	—	17年度限り
無線システム普及支援事業	—	35.6億円	—	新用途へ移行
電波遮へい対策事業	21	18.5億円	30.0億円	
安心・安全に電波を利用するための環境を整備する事業	22	14.8億円	30.0億円	拡充
その他（標準電波、徴収事務、人件費等）	—	49.7億円	47.2億円	
<b>現行用途合計</b>		<b>636.9億円</b>	<b>611.1億円</b>	
<b>次期用途合計</b>		<b>—</b>	<b>759.8億円</b>	

# 施策名：地上放送のデジタル化への完全移行のための送受信環境整備支援事業（仮称）

## 施策概要

地上放送のデジタル化の達成に必要な以下の送受信環境の整備の推進を通じ、2011年のデジタル全面移行を確実なものとし、もって電波の有効かつ公平な利用を確保する。

### 【考えられる施策例】

- ① デジタル中継局整備支援 民間放送事業者の自力建設が困難であると認められる中継局整備（約800局）に対する補助  
《約20億円／年》
- ② 辺地共聴施設のデジタル化支援 中山間地域等の共聴施設（約2万施設）のデジタル化のための改修に対する補助  
《約25億円／年》
- ③ デジタル混信等対策 他の電波の混信等により、デジタル放送を良好に視聴できないケースへの対策  
《約10億円／年》
- ④ デジタル受信相談体制の整備 ②や③等に関連した視聴者からの相談に対する対応（各地域に現地対策組織を設置）  
《約20億円／年》

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	3ヵ年計
所要予定額	約75億円	約75億円	約75億円	約225億円

## 電波利用料財源として支弁する理由

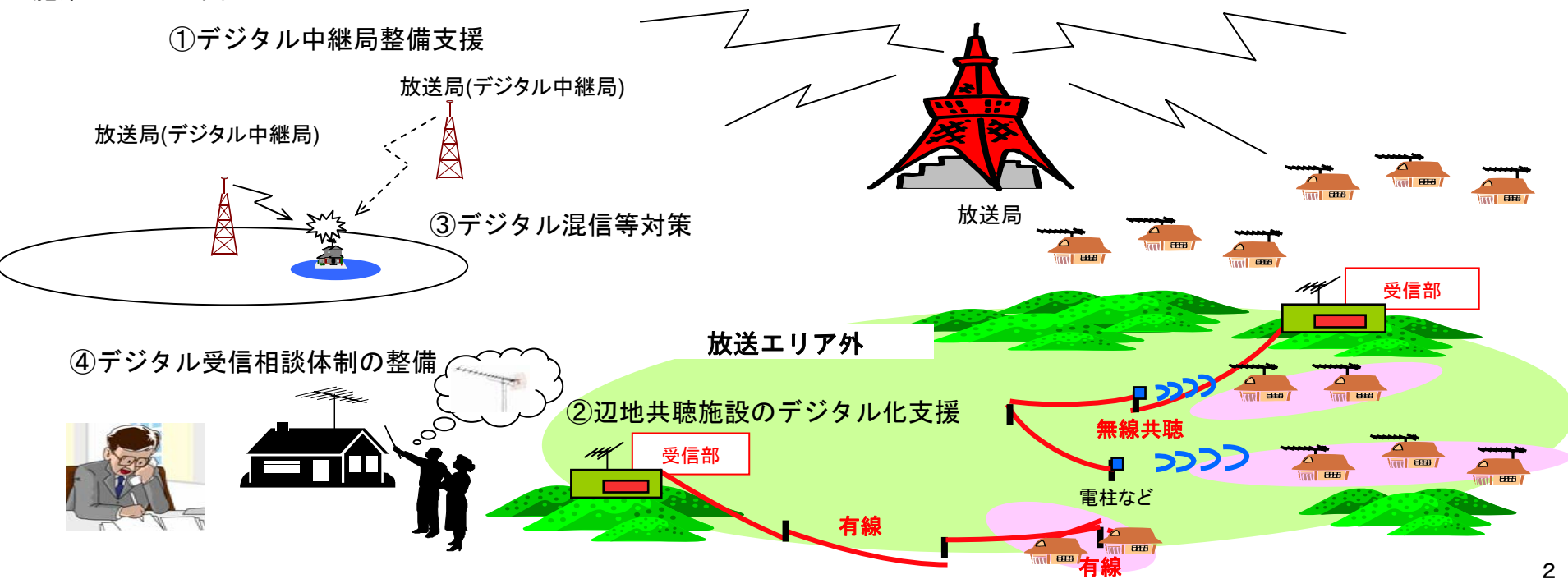
- ・本施策は、アナログ放送と同等のデジタルテレビジョン放送の視聴エリアを確保するとともに当該放送を混信のない状態で視聴することを可能とする電波の適正な利用の確保に関する事務であって、電波法第1条の「電波の公平且つ能率的な利用の確保」にも適うものである。
- ・周波数が逼迫している中で地上デジタル放送への移行がもたらす受益（再分配できる周波数資源を確保することによる周波数の逼迫の緩和）は、さまざまな電波利用分野の無線局免許人全体が享受するものであることから、これは無線局全体の受益を直接の目的とするものと位置付けることができる。
- ・また、視聴者にデジタル放送を行き渡らせるために高出力の大規模中継局による方法ではなく、共聴施設の設置による方法や比較的小規模な中継局による方法を用いることは、電波の効率的な使用を可能とするとともに、他の無線局にとっても混信を受けることなく無線通信を行うことができる受益があることから無線局全体の受益になるという見方もできる。
- ・なお、本施策は、2011年のデジタル放送への完全移行を達成するまでの限られた間において送受信環境の整備が必要となるエリアを限定して実施されるものである。

# 施策名：地上放送のデジタル化への完全移行のための送受信環境整備支援事業（仮称）

## 免許人の意見

意見提出免許人	(社) 日本民間放送連盟	日本放送協会	日本放送協会 第3回研究会(5.24) 時における要望	
意見	行政もデジタル化を完遂するため、地上デジタル放送の辺地共聴施設整備事業をはじめ、あらゆる施策を積極的に拡充・推進すべき。	デジタルデバイド対策としての無線システム普及支援事業や、電波資源拡大のための研究開発については、現に電波利用料を負担している無線局免許人の共益に繋がる範囲で実行され、それらの成果を確認しつつ取り進めることが重要であると考えます。	構成員問 NHKは地上デジタル関連施策について利用料施策を要望するのか。 NHK回答 デジタル混信対策あるいは受信相談については国にお願いしたい。	

## 施策のイメージ図



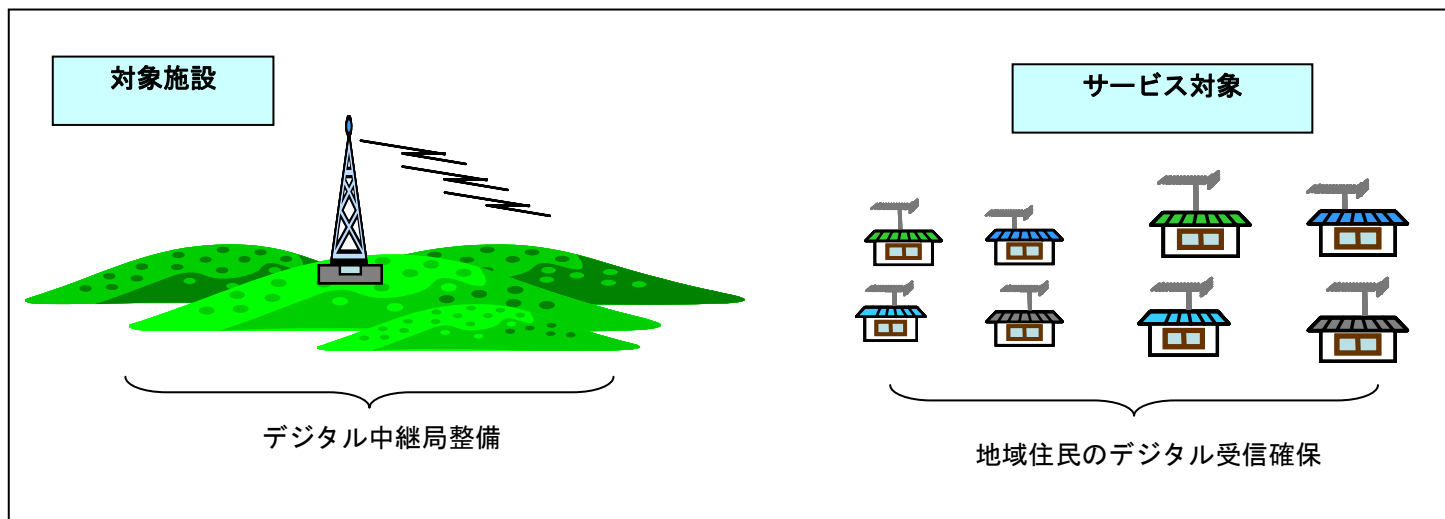
# デジタルテレビ中継局整備支援の概要

アナログ放送時に電波によりサービスされていた全世帯にデジタル放送を届けるために必要な地上デジタルテレビ中継局のうち、民間事業者の自力に委ねたものでは整備が困難なものに対し、当該整備を行う者に対して、国がその整備費用の一部を補助する。

1. 事業主体：公益法人等（交付率：1／3）

2. 対象施設 中継局施設（局舎、鉄塔等） ※ 平成18年12月1日公表の中継局ロードマップにおいてデジタル化の実施を「検討中」としている放送事業者に係る中継局所（約800局）

3. イメージ図



4. 予算（概算）

150局（年）× 4千万円（局）× 1／3（補助率）＝ 20億円

# 辺地共聴施設のデジタル化支援

全国に約18,400施設、約164万世帯が利用していると推計される辺地共聴施設のデジタル化を行うための改修を行うに当たり、受信点の新設・改修を行う等住民の負担が著しく過重となる場合に、辺地共聴施設を整備する者に対して国がその整備費用の一部を補助する。

## ①有線共聴施設の場合

ア 事業主体：市町村又は辺地共聴施設の設置者

イ 対象地域：山間部など中継局の放送エリアの外の地域

ウ 補助対象：受信点設備の移設費、改修費等

エ 補助率：1/3

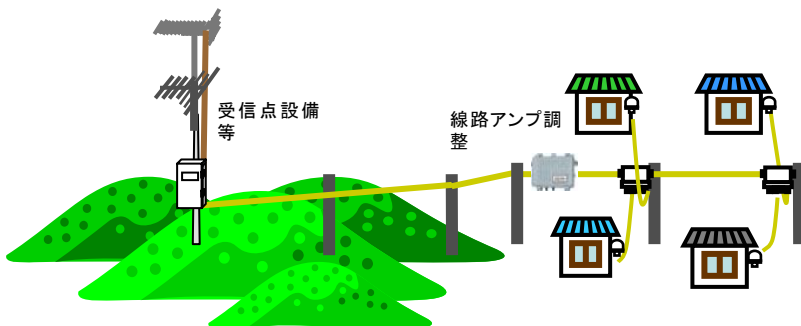
オ 予算(概算)

・受信点改修

$200\text{万円} \times 750\text{施設} \times 1/3 = \text{約}5\text{億円}$

・受信点新設

$600\text{万円} \times 150\text{施設} \times 1/3 = \text{約}3\text{億円}$



## ②無線共聴施設の場合

ア 事業主体：市町村又は辺地共聴施設の設置者

イ 対象地域：山間部など中継局の放送エリアの外の地域

ウ 補助対象：受信点設備、有線伝送路等

エ 補助率：1/2

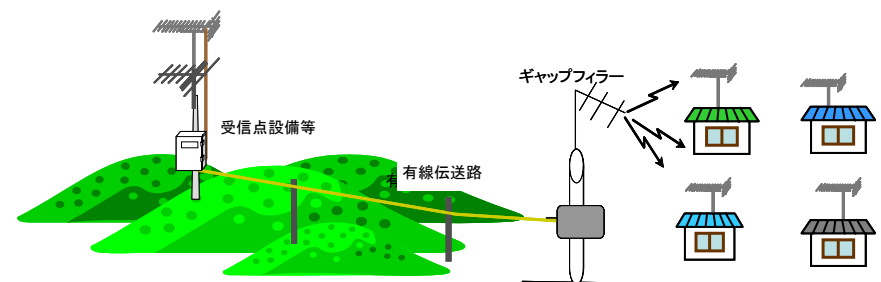
オ 予算(概算)

・受信点改修

$400\text{万円} \times 450\text{施設} \times 1/2 = \text{約}8.5\text{億円}$

・受信点新設

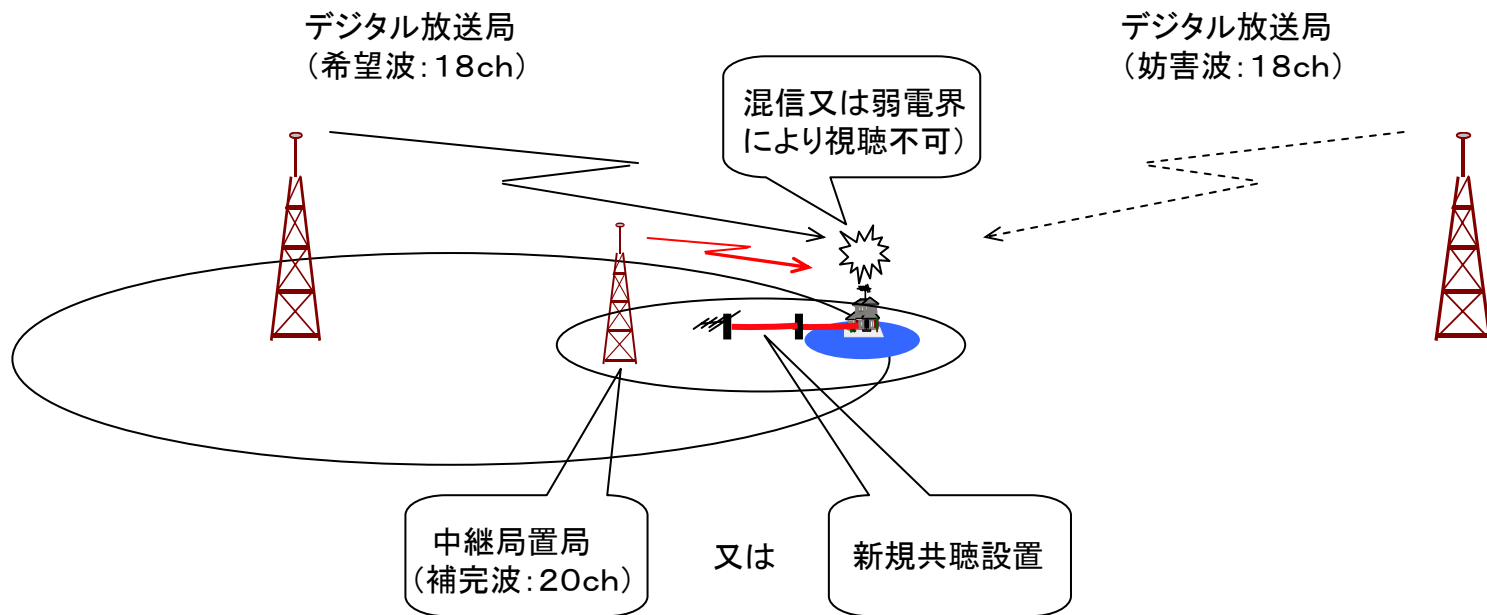
$700\text{万円} \times 250\text{施設} \times 1/2 = \text{約}8.5\text{億円}$



# デジタル混信対策の概要

他の電波からの混信又は弱電界のためにデジタル放送を良好に視聴できない場合に、これを解消することを目的として補完的な中継局を置局する放送事業者又は新規に共聴施設を設置する者に対して、国がその整備費用の一部を補助する。

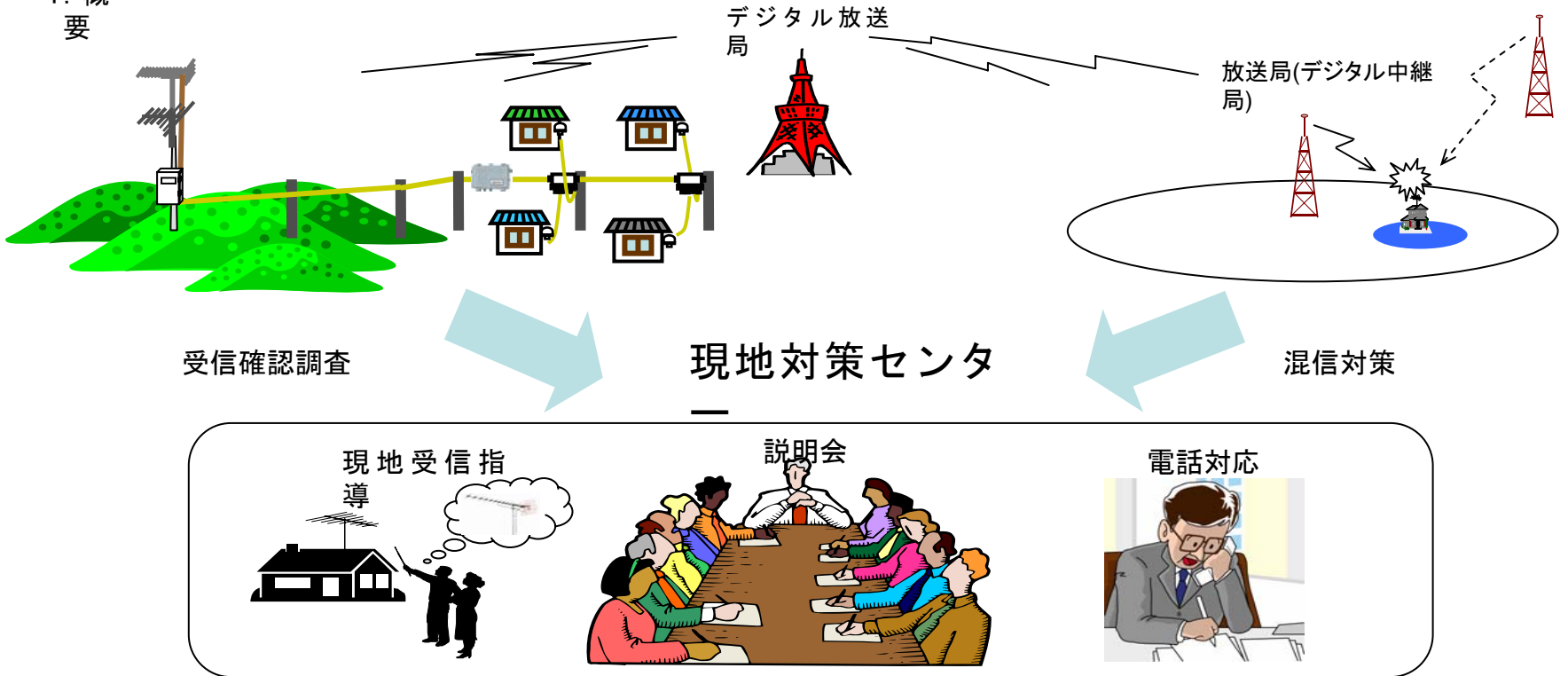
1. 事業主体：放送事業者又は公益法人（交付率：1／3）
2. 対象施設 中継局施設（局舎、鉄塔等）、共聴施設
3. イメージ図
4. 予算（概算）
  - (1) 中継局  
 $1200局 \times 200万円 \times 1/3 = 8億円$
  - (2) 共聴新設  
 $50局 \times 1200万円 \times 1/3 = 2億円$



# デジタル受信相談体制の整備

辺地共聴施設のデジタル化やデジタル混信に関して国民視聴者から寄せられる相談その他の視聴者の視聴状況に応じた個別の対応が必要となる相談に的確に対応するための相談体制を整備する。

## 1. 概要



## 2. 予算(概算)

2億円(箇所:人件費、旅費等)×11箇所(各ブロックごとに1箇所)=約20億円

# 施策名：無線システム普及支援事業(携帯電話エリア整備支援事業)

## 施策概要

### (1) 目的

携帯電話は、国民生活に不可欠なサービスとなりつつあるが、いまだに地理的な条件や事業採算上の問題により、利用することが困難な地域が存在する。それらの地域の住民や自治体、事業者からは、利用可能とするよう、強い要望が提起されている。

本施策は、それらの地域において携帯電話等を利用可能とし、普及を促進することにより、電波の利用に関する不均衡を緩和し、電波の適正な利用を確保することを目的とする。

### (2) 内容

地理的に条件不利な地域（過疎地、辺地、離島、半島など）において、市町村が携帯電話等の基地局施設（鉄塔、無線設備等）を整備する場合や、公益法人が基地局の開設に必要な伝送路施設（光ファイバ等）を整備する場合に、当該基地局施設や伝送路の整備費用に対して補助金を交付する。

### (3) 見直しの趣旨等

携帯電話の利用可能地域拡大のための施策として、現在、一般財源による補助事業である移動通信用鉄塔施設整備事業と、電波利用料財源による本事業が存在しているところ。今般、免許人等から、「電波利用料財源を鉄塔の整備にも活用すべき」「補助対象システムの拡大が必要」等、本事業の充実について要望いただいたため、要望にできるだけ沿うよう、制度を見直すもの。

### (4) 実施箇所

100箇所程度において、事業を行う。

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	3ヵ年計
所要予定額	約70億円	約70億円	約70億円	約210億円

## 電波利用料財源として支弁する理由

携帯電話等について、利用可能地域の拡大（不感地域の解消）を進めるためには、不感地域に近接する地域から、大出力の電波を用いることにより、不感地域をカバーするという方策が考えられるが、これを行うため、新たに周波数を割り当てることとなれば、周波数の逼迫が進むこととなる。

本事業によりできるだけ多くの基地局を設置し、1基地局のカバーする範囲を小型化すれば、新たな周波数の割当てが不要となり、周波数の逼迫が回避され、電波の有効利用につながるものである。



# 施策名：無線システム普及支援事業(携帯電話エリア整備支援事業)

## 免許人の意見

意見提出免許人	栃木県庁	埼玉県庁	(株) エヌ・ティ・ティ・ドコモ	KDDI (株)
意見	<p>携帯電話の不感地域は主に財政基盤が脆弱な山間部の市町村に分布しており、特に複数の不感地域を抱える市町村にとって、移動通信用鉄塔施設の整備は大きい財政負担となっている。また、国庫補助事業である移動通信用鉄塔施設整備事業は、作今の不感地域解消への要望を拡大し十分な予算措置を確保しているとは言い難い。電波利用料の平成19年度歳入歳出の内訳を見ると、携帯電話による歳入が85.7%を占めているにも関わらず、不感地域解消への活用は5.2%のみとなっている。受益と負担の均衡を鑑みれば、電波利用料の用途に移動通信用鉄塔施設整備を加え、不感地域の早急な解消を進めるべきである。</p>	<p>平成17年度の電波法改正により、電波利用料を財源とする「無線システム普及支援事業」(通信事業者の有線伝送路への国庫補助)が創設され、通信事業者の格差是正事業への参画が促進されている。</p> <p>しかし、当該事業の場合、移動通信用鉄塔施設の整備が地方単独事業となるため、従来の「移動通信用鉄塔施設整備事業」に比して地方公共団体に過大な負担となっている。このため、携帯電話の普及により大幅に増加した電波利用料財源を有線伝送路のほか、移動通信用鉄塔の整備にも活用できることとするなどし、格差是正事業(携帯電話エリア整備事業)の一層の充実を図る必要がある。</p>	<p>【格差是正事業】</p> <p>通信の地域格差を是正する取組みとして自主事業でのエリア化が厳しい地域においては、無線システム普及支援事業等により補助金の交付を頂いており、これにより移動通信用鉄塔の整備が軽減されています。今後、更に格差是正対策として小規模エリアを対象とする要望が想定され、これまで以上にエリア内のお客様が少なく収支が厳しい状況となることから、エリア化に当たって事業者の負担が軽減できるよう、既存の補助スキームとの組み合わせを前提とした補助対象システムの拡大と交付される補助金の増額が必要と考えます。</p>	<p>移動体通信のデジタルデバイド解消のための補助。</p> <p>採算上、携帯電話サービスの導入が難しい格差等地域において、携帯電話事業者や地方自治体の負担を軽減することにより、より多くの国民が携帯電話の利便を享受できるようこれまで以上に補助額の増額など、新たな仕組みの構築に取り組むべきと考えます。</p> <p>例えば、無線システム普及支援事業への補助率アップと支援期間延長、ならびに補助対象範囲の拡大について今一度再考すべきと考えます。</p>

# 施策名：無線システム普及支援事業(携帯電話エリア整備支援事業)

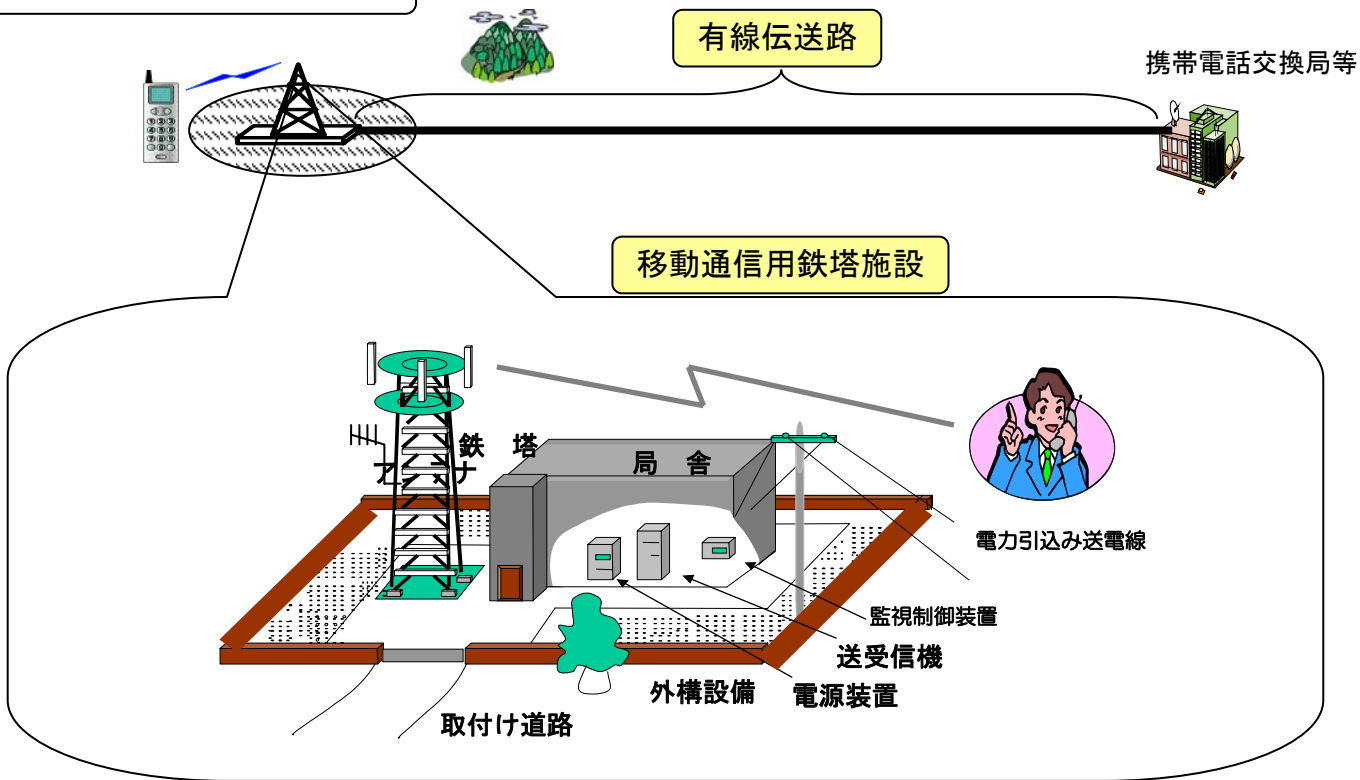
## 免許人の意見

意見提出免許人	ソフトバンクモバイル(株) ソフトバンクテレコム(株) ソフトバンクBB(株)	新潟県
意見	<p>無線システム普及支援事業等の補助金は交付条件を緩和するべきである。</p> <p>ア) ソフトバンクモバイルは、地理的デバイドの解消の施策として、電波利用料を財源とした「無線システム普及支援事業」等による補助事業を活用し、エリア整備を進めてきているところです。しかしながら、当該補助事業の対象地域は、条件不利地域であることが要件ですが、これらの制度を活用する場合、エリア整備へのハンディキャップを有する事業者にとっては、活用することが難しい制度となっています。電波利用料の受益と負担の公平性を図る観点から、補助金の交付条件の緩和を進めていただくことが必要であると考えます。</p> <p>イ) 当該普及支援事業においては、現在伝送路費用として有線伝送路の10年間分を補助対象としていますが、有線伝送路敷設困難なエリアも多く、衛星回線や無線方式による伝送路手配についても補助対象とすることも有効と思われます。なおその場合10年間という期限についても見直しを行い、恒久的な光伝送路が整備されるまでの期間とすべきと考えます。</p>	<p>無線システム普及支援事業の携帯電話エリア整備支援事業として、新たに移動通信用鉄塔施設整備(イニシャルコスト)に対する支援の拡充が求められる。</p> <p>併せて、条件不利地域におけるデジタルディバイド解消の促進を図るため、有力な解決手段として期待される、無線を活用したブロードバンドサービスについても、携帯電話と同様の支援を可能とするなど、電波利用料の使途について、更なる拡充を希望する。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中山間地域等条件不利地域においては、携帯電話不感地域やブロードバンド空白地域の早期解消など、デジタルディバイドの解消が課題である。</li> <li>・移動通信用鉄塔施設整備については、国の補助制度があるものの、採択件数が限られ、地方単独事業では自治体の負担が大きい。</li> <li>・条件不利地域における無線ブロードバンド導入に期待が高まっているが、サービス実現には、携帯電話と同様に有線伝送路の確保と運用費用の低減が不可欠となるため。</li> </ul>

# 施策名：無線システム普及支援事業(携帯電話エリア整備支援事業)

施策イメージ図

携帯電話エリア整備に必要な施設・設備



# 施策名：ワイヤレス分野における国際標準化等に係る経費

## 施策概要

ワイヤレス分野の国際標準化機関（国際電気通信連合（ITU）等）における我が国の国際標準化活動等を推進することにより、我が国の周波数事情に合う周波数利用効率の高い無線システムの導入促進及び国際的な電波の混信防止を図るとともに、国際標準化人材の育成にも寄与する。

### 【考えられる施策例】

#### ①国際電気通信連合（ITU）IEEE等の国際標準化機関におけるワイヤレス分野の国際標準化に関する調査・対応

例えば、第4世代携帯電話の無線システムについて、産学官が連携した体制により、当該無線システムに関する国際標準化ニーズや内外の技術開発の現状を分析し、研究開発の成果を国際標準に反映させる方策を検討する。ITUやIEEE等に専門家等を派遣し、また海外の標準化団体との国際連携を強化するほか、関連ワークショップ等を開催する。

当該施策を通じ、我が国の無線技術の国際競争力強化や国際標準化人材の育成にも寄与することが期待される。

#### ②国際的な周波数分配及び周波数共用基準の策定に関する調査・対応

ITUの世界無線通信会議及びその関連会合では、国際的な周波数分配や周波数の共用基準等が検討・決定される。当該会合に専門家等を派遣し、各国の動向を調査するとともに、我が国のシステムに混信が生じないように適切な対応を行うほか、他国との無線通信網との干渉が懸念される衛星通信の周波数の確保するための情報収集等を行う。

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	3カ年計
所要予定額	3.7億円	3.7億円	3.7億円	11.1億円

## 電波利用料財源として支弁する理由

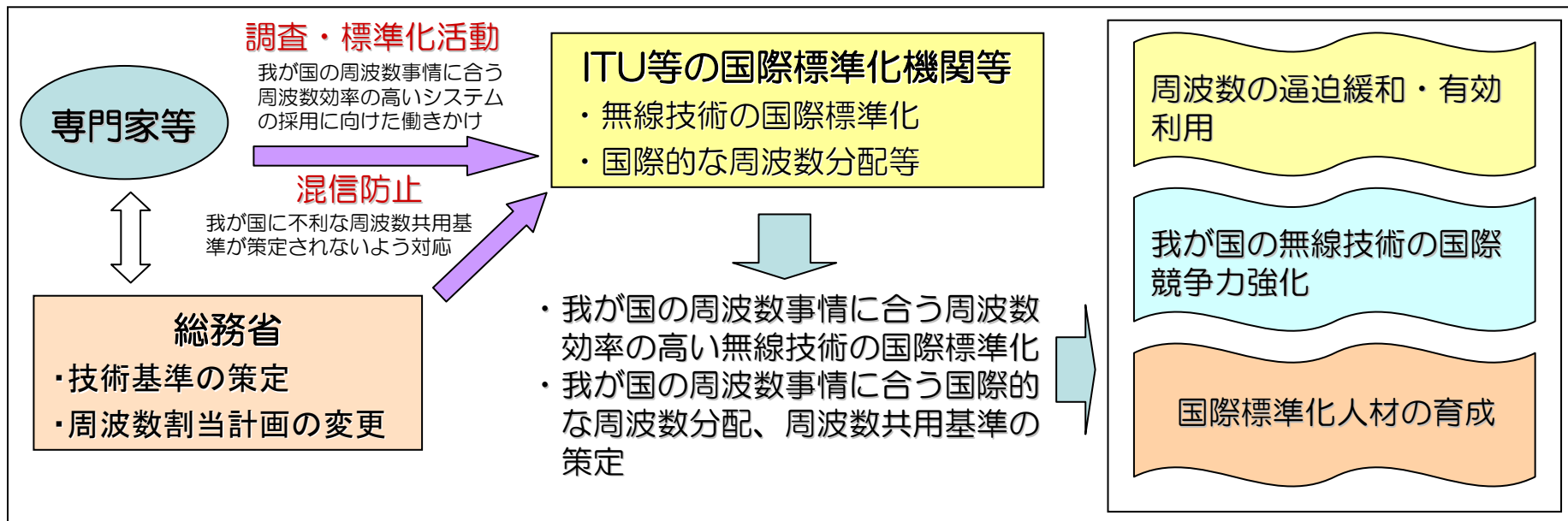
・国際標準化動向の調査及び国際会議等へ参加することにより、我が国の周波数事情に合う周波数利用効率の高い無線システムを国際標準化しその導入を促進すること、及び我が国の周波数事情に合うように国際的な周波数分配及び周波数共用基準等を策定することは、我が国の周波数の有効利用につながるものであり、その範囲は全ての無線局が対象となるもの。

# 施策名：ワイヤレス分野における国際標準化等に係る経費

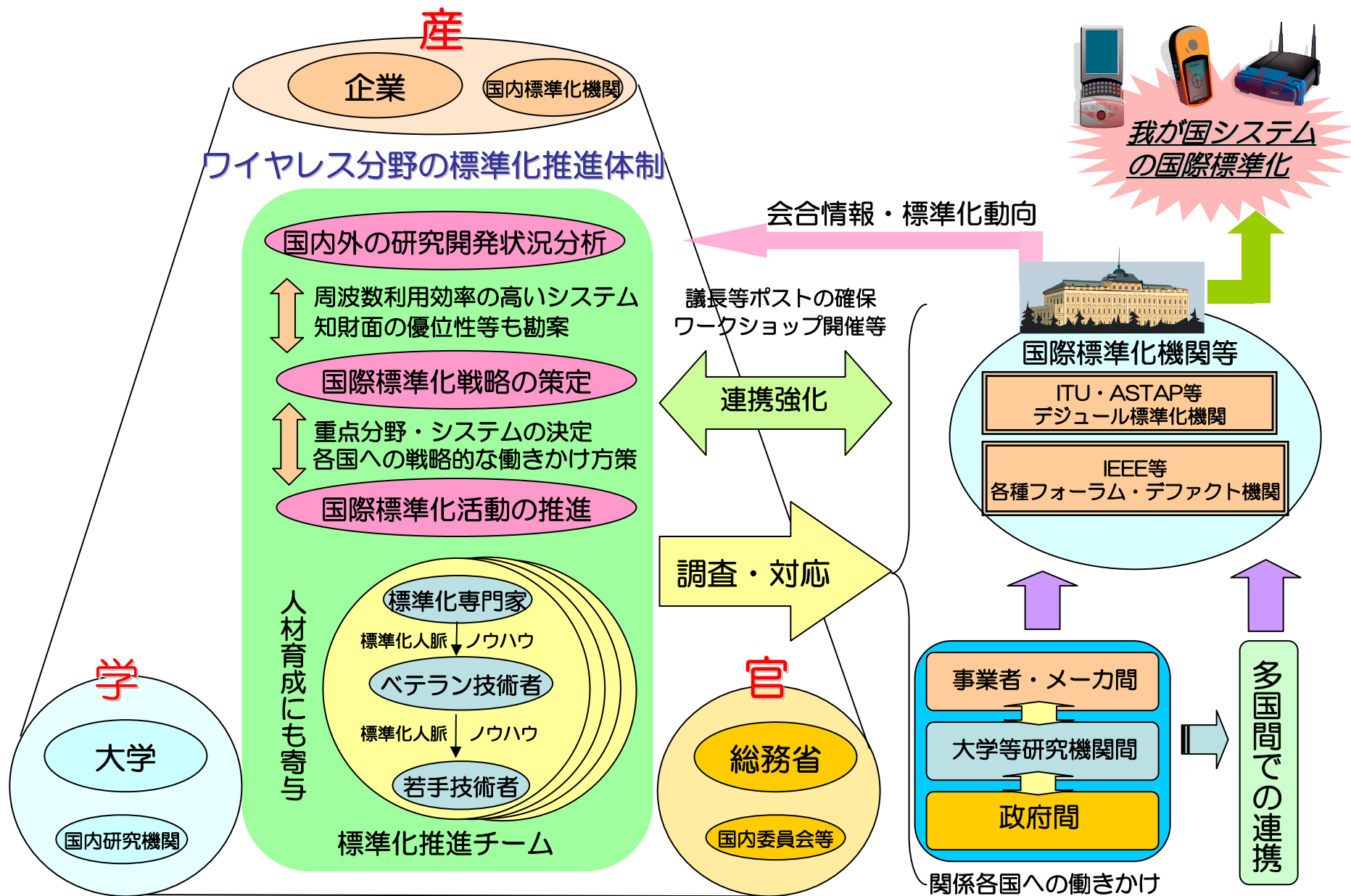
## 免許人の意見

意見提出免許人	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ	KDDI(株)		
意見	<p>ICT国際競争力強化の一環として今後は第4世代携帯電話方式選定等に係る実現化に向けての適用周波数帯、干渉回避等の技術課題の解決等が不可欠となります。課題等の解決に向けては国内のみならず国際会議等の場での長期に渡る調整業務が生じ国内における中期的な技術開発・成果の分析等の有効性を議論していく必要があることから、標準化活動に対する電波利用料の適用が必要と考えます。</p>	<p>電波を利用したシステムが多くの利用者へ便益をもたらす、ユビキタスに展開されるような無線システムの実現には、既存システムとの共用検討、無線システムの仕様条件の国際標準化等が必要です。本年4月23日に公表された「ICT国際競争力強化プログラム」に関連し、将来の電波の有効利用を見据えた施策の観点から、我が国が無線の分野で世界に貢献できるよう、ITU等、国際標準化活動に携われる人材育成と標準化活動に対し、電波利用料をその費用に充てるべきと考えます。</p>		

## 施策イメージ図



# ワイヤレス分野の国際標準化活動等の推進に向けた取組の例



# 施策名： 電波資源拡大のための研究開発

## 施策概要

極めて稠密に利用されている6GHz以下の周波数帯域の周波数逼迫状況を緩和し、新たな周波数需要に的確に対応するため、未利用周波数帯の開拓や周波数有効利用技術の高度化に資する技術の研究開発を平成17年度から実施しており、研究開発案件はおおむね5年以内に成果が得られるものに限定している。

- 実施状況： 平成19年度時点において30テーマを実施
- 予算額： (H17) 78.4億円、(H18) 87.6億円、(H19) 106.4億円
- 現在までの成果： 研究期間を終了したテーマはまだないが、平成18年度末現在で特許約160件、学会発表約310件

今後、ICT国際競争力懇談会とりまとめ（平成19年4月）や免許人からの意見も踏まえ、国際競争力の強化に資する、電波資源拡大のための無線技術の研究開発（例：テストベッドによる次世代移動通信システム技術の開発、端末の中核技術の開発等）も推進。

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	3ヵ年計
所要予定額	140億円	140億円	140億円	420億円

## 電波利用料財源として支弁する理由

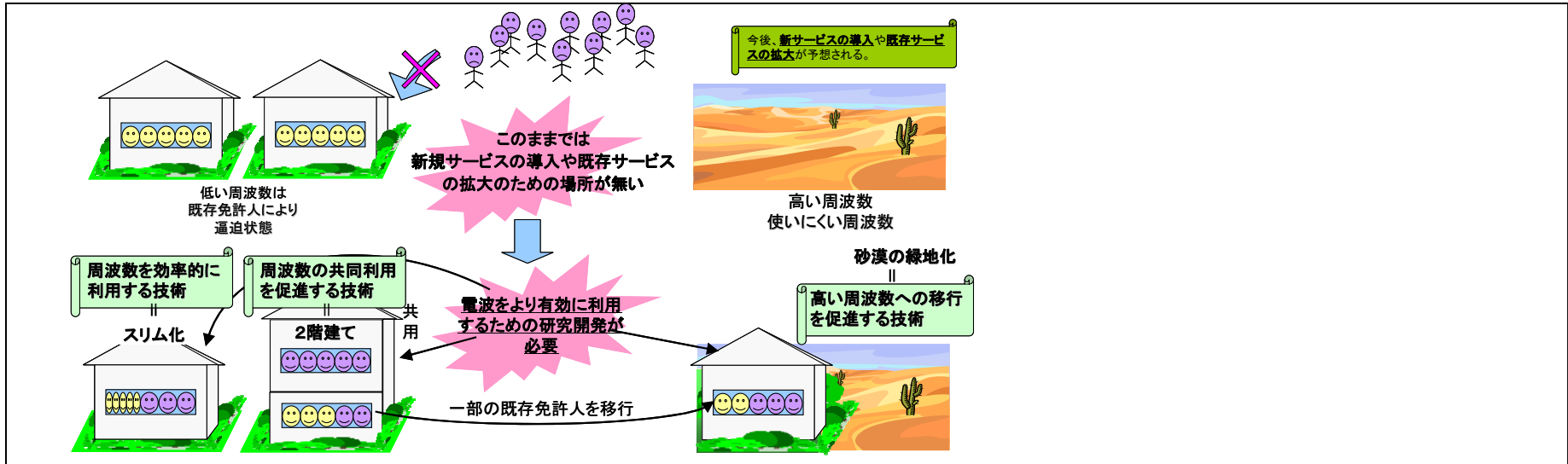
・電波の能率的な利用に資する技術が導入されることで、6GHz以上の利用が進んでいない周波数帯への移行及び6GHz以下の逼迫する周波数帯での周波数共用が促進され、電波法第26条に規定する周波数割当計画の策定に資するほか、新たな周波数需要への円滑な対応が可能となり、全ての無線局に受益があるもの。

# 施策名： 電波資源拡大のための研究開発

## 免許人の意見

意見提出免許人	株式会社 エヌ・ティ・ティ・ドコモ			
意見	<p>ICT国際競争力強化に向けた国際展開モデル推進の一環として、国内に新しい技術の迅速な技術検討を目的としたテストベッドを構築し、オープンな実証環境を整備する提案がされています。</p> <p>また、実利用環境において実証実験を行い「国際展開モデル」を構築した上で海外市場に展開することが効果的であることが報告されており、試験環境整備等のため電波利用料の適用が必要と考えます。</p>			

## 施策イメージ図





# 電波資源拡大のための研究開発 今後の方向性

電波資源R&Dの目的

新たな電波利用システムの円滑な導入のための周波数有効利用技術の開発



今後、電波資源R&Dに求められる条件

○無線システム利用の高密度化に伴い、周波数共用技術等の研究開発では、実運用環境下で有効性を十分検証しておく必要性が増大。

○ITU等における国際標準の獲得が可能な周波数有効利用技術を日本の研究リソースを結集し開発することが必要。

○無線端末側においても、高度な周波数有効利用を実現するための無線制御機能を開発することが必要。

施策例

モバイルテストベッドを活用した研究開発

端末の中核技術の開発

成果

○実運用環境下での安定した無線システムの導入が可能。  
○信頼性の高い無線システムの開発により、海外市場にも優位に展開。

○我が国周波数事情に合った周波数有効利用技術が国際標準として採択。  
○国際標準への関与を通じて知的財産権を確保。

○端末機能の高度化により周波数有効利用を更に促進。  
○端末の中核機能の共通化の推進により、端末コストの低廉化を実現。

- 免許人の更なる便益の確保
- 我が国のワイヤレス分野の国際競争力強化にも寄与

# 施策名：電波監視施設の整備・維持運用及び電波監視業務等の実施

## 施策概要

- (1) 電波監視施設の整備、更改については、電波利用料制度制定以降、電波監視の効率的・効果的实施を重点に行っており、主な設備として、全国約340か所のセンサ局とこれを遠隔制御する遠隔方位測定設備（DEURAS-D）、全国5か所のセンサ局とこれを遠隔制御する短波監視施設（DEURAS-H）、静止/非静止衛星の電波監視を行う宇宙電波監視施設などがある。
- (2) 不法無線局の出現による無線局への混信・妨害が後を絶たない中で、捜査機関の協力も得ながら取締りを強化している。また、重要無線通信妨害対策への対応体制を一層強化するとともに、誰もが安心・安全に電波の利便性を享受できる環境を維持することによって、安心・安全な国民生活の維持に貢献することを目標として、平成18年3月、以下の4項目を柱に「電波監視体制充実3カ年計画」を策定し、組織、要員、施設等の電波監視の充実・強化を進めている。
- ① 複雑化する重要無線通信妨害への迅速かつ的確な対応に備え、高度な調査・専門分析等を行う体制の整備
  - ② 重要無線通信妨害対応における申告受付の全国一元化及び総合通信局を拠点とした機動力強化並びに免許人との連携強化
  - ③ 電波利用環境相談巡回車の導入などにより電波利用に関する国民相談窓口を充実
  - ④ 不法無線局の取締りを強化
- (3) 電波監視体制充実3カ年計画を推進することにより、無線LAN等の高い周波数かつ低出力な無線局の混信障害への対応や不法携帯電話中継装置などによる不法無線局対策の強化が図られることから、施設・設備費用におけるこれまでの低廉化※を一層徹底するとともに、これまでの電波監視施設を計画的に更改し、また機能の一層の高度化、拡充を図る。
- なお、平成20年度以降は、主に以下の計画を進める必要があり、増額を見込んでいる。

（※：H16年度→H18年度DEURASセンサ局1局当たりの削減額は約2200万円（33局）、H17年度→H18年度システム運用経費の削減額は約1億円）

- ・衛星アップリンク干渉源位置特定システムの導入を含む宇宙電波監視施設の更改(H19～21年度の3カ年国庫債務負担行為)
- ・混信・妨害の原因分析に供する施設、設備の整備
- ・DEURASセンサ局の集中更改（H22～24年度）
- ・電波利用ルールの周知啓発活動の推進

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	3カ年計
所要予定額	76億円	77億円	75億円	228億円

## 電波利用料財源として支弁する理由

- ・電波利用秩序の維持という電波の適正な利用の確保をする上で不可欠なものである。
- ・電波利用秩序の維持・電波資源の有効活用という利用料を負担している現在の免許人に受益があるほか無線局全体の受益がある。

# 施策名：総合無線局監理システムの構築と運用

## 施策概要

総合無線局監理システムに係る経費については、平成17年度：約95億円、平成18年度：約86億円、平成19年度：約81億円とシステムの効率化（センター集中処理、Webコンピューティング等）による大幅な経費削減を実施してきており、引き続き平成20年度から平成22年度までの3か年で「利用者を重視した機能等の強化」を図るための第Ⅵ期システムの整備を実施すると共に、センターの移転等による更なる運用経費削減を図る予定であり、年間所要額は、開発費：約33億円、運用費：約41億円を予定。その主な開発予定内容は次のとおり。

- (1) 電子申請利用促進に関する機能の強化  
携帯電話による再免許申請・照会機能、ID/パスワードによる本人確認の簡素化及び対話型利用者画面など電子申請率の一層の向上に寄与する機能や、一括申請・審査機能等の大量電子申請時代に備えた処理機能の整備を実施
- (2) 利用者情報の分析・提供機能の強化  
利用者（免許人等）ニーズに応じた便利機能・情報の提供及び問い合わせ対応の効率化を実現。
- (3) 情報セキュリティ機能の強化  
総務省情報セキュリティポリシー等を踏まえ、データの追跡機能、詳細履歴管理機能など情報保護をより一層徹底する機能を実装。
- (4) システム基盤の仮想化による経費低減  
仮想化技術を用いて、システム全体のピーク処理量・周期を勘案した柔軟なシステム構成への転換により、将来的なシステム維持に係る経費を抑制する仕組みを開発。
- (5) 業務・システムの変更への柔軟な対応  
各サブシステムのアプリケーションやデータベースの共通化・統合化により将来的な改修費用を抑制し、制度改正等の変化に柔軟に対応できる仕組みを開発。

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	3か年計
所要予定額	約75億円	約74億円	約74億円	約223億円

## 電波利用料財源として支弁する理由

・周波数の管理や電波の利用状況の調査・分析を行うことにより、電波の混信・輻輳等の防止や周波数再編など、電波の適切な利用の確保に資するもの。

・現在免許等を受けて電波を利用（無線局を運用）している免許人等に対して行政サービスの向上、無線局監理事務の効率化及び情報セキュリティの強化等を図るほか、利便性の高い良質な行政サービスを提供するとともに、情報通信技術を利用した業務の効率化を図ることで、利用者の利便性向上とシステムの維持・運用に係る費用の削減を両立し、利用料を負担しているあらゆる種類の無線局（免許人等全体）の受益に資するもの。

# 施策名： 周波数逼迫対策のための技術試験事務等

## 施策概要

無線局間の混信や輻輳の解消又は軽減に資する周波数有効利用技術（開発済みのもの）の導入に必要な技術基準の策定のための技術的検討を実施するほか、電波の逼迫度合やその利用状況について調査を実施し、電波の有効利用の評価等を行う。

- 予算額の累計：168.4億円（平成17～19年度）
- 対象無線局：電気通信業務用（移動通信、固定通信、衛星通信）、放送システム用、特定小電力無線局 等
- 導入された無線システム例：第3世代携帯電話（IMT-2000）、無線LAN（5GHz）  
地上デジタル放送、5.8GHz帯路車間通信システム（DSRC） 等

【今後の見通し】・予算の効率的な使用に努めているところであるが（5年間で約6割削減）、他方、新たな電波利用システムの導入機運の急速な高まりから今後とも年間20件余の試験事務の実施が見込まれる。

（例） 第4世代移動通信システム、  
次世代ITS、マルチメディア放送 等

・3年を周期として、周波数を3区分（①770MHz以下、②770MHzを超え3.4GHz以下、③3.4GHzを超えるもの）して区分ごとの調査を実施し、電波の有効利用を評価する。

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	3カ年計
所要予定額	52億円	52億円	52億円	156億円

## 電波利用料財源として支弁する理由

- ・電波法第38条の規定により技術基準を策定するための技術試験を実施することにより、電波の能率的な利用に資する技術が導入され、急速な無線局の増加に伴う周波数の逼迫により生じる混信等を解消又は低減するものであり、無線局の全体の受益となる。
- ・電波の利用状況を調査することによって、周波数の再配分等電波の有効利用が促進される。

# 施策名：アナログ周波数変更対策

## 施策概要

様々な電波利用分野に再分配できる周波数資源を確保して周波数の逼迫緩和を図るため、地上アナログ放送から、電波のより能率的な利用に資する地上デジタル放送への移行を実現するに際し、我が国の厳しい周波数事情から、デジタル放送の周波数を確保するため、アナログ放送の周波数の変更等を要する場合に電波法の規定に基づき、周波数の変更等を行う免許人及び受信者において必要となる対策に対し助成等を実施。平成19年度以降、指定周波数変更対策機関の執行体制の見直しを行うとともに、コールセンターを引き続き設置する等所要の受信対策等を実施。平成19年度までに国からの電波利用料による歳出予算814億円と対策の前倒し実施のための指定対策機関の市中銀行からの借入約910億円をあわせ総額約1,724億円（助成事業費約1,458億円、対策組織事務費等約245億円、金融費約20億円）の予算が措置。なお、当該借入は借入翌年度以降4力年で返済するもので、既に約464億円について電波利用料による歳出予算を措置済みであり、未返済額446億円については下表の所要予定額に含む。

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	3カ年計
所要予定額	200.8 億円	202.2億円	81.8 億円	484.8 億円

## 電波利用料財源として支弁する理由

- ・アナログ周波数変更対策は、地上アナログテレビ放送が地上デジタルテレビ放送の運用を阻害する事態を避けるために行うものであり、電波の適正な利用を確保する上で不可欠である。
- ・周波数割当計画等の変更の的確な履行（アナログ周波数変更対策の実施）を通じて様々な電波利用分野に再分配できる周波数資源を確保すること等により周波数の逼迫を緩和を図るものであり、無線局全体の受益を直接の目的として行うものである。
- ・再分配可能周波数資源の確保による周波数逼迫の緩和は無線局全体の受益であり、また、デジタル放送に加えアナログ放送を同時に運用できる受益に対しては放送事業者の負担を追加加算しており受益と負担の関係は明確。事務の内容は電波法等に規定され、金額は総務省、放送事業者等で構成される全国地上デジタル放送推進協議会で検討の結果、1,800億円程度と見込まれている。

# 施策名：電波遮へい対策事業

## 施策概要

### (1) 目的

人工的な構築物により電波が遮へいされ、移動通信及び放送の受信に障害が生じている地域において、当該障害への対策を講じ、移動通信の利用可能な地域及び放送の受信可能な地域の拡大を図ることにより、電波の適正な利用を確保する。

### (2) 内容

高速道路トンネル等の人工的な構築物により電波が遮へいされ、携帯電話等が使用できない地域、また、放送が受信できない地域において、電波を利用できるようにするため、それらの地域で行われる移動通信用又は放送用中継施設の整備に対して国が財政的支援を行う。

### (3) 実施箇所

携帯電話等については高速道路トンネルや新幹線トンネル（70～80箇所程度）、放送については地下街（4箇所程度）において、事業を行う。

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	3カ年計
所要予定額	約30億円	約30億円	約30億円	約90億円

## 電波利用料財源において支弁する理由

電波が遮へいされることにより無線通信ができない障害に対策を講じることにより、電波の適正な利用の確保が図られる。

# 施策名：安心・安全に電波を利用するための環境を整備する事業（継続・拡充）

## 施策概要

携帯電話端末などからの電波が人体や電子機器等に及ぼす影響を明らかにするための調査研究と電波による影響を正確に評価するための技術を確立するための調査研究等を実施するほか、相談業務体制の充実を図るとともに、国民に対する周知・広報に取り組む。

具体的には、下記の各種事業を推進することにより、安全で安心な電波環境を整備・実現する。

### 1 電波の安全性に関する調査及び評価技術等（継続・拡充）（25億円）

#### ① 電波による人体及び電子機器等への影響に関する調査研究

- ・ 小児・若年期における携帯電話使用と健康に関する疫学調査
- ・ 2GHz帯電波の多世代ばく露の脳の発達及び脳機能への影響研究
- ・ 電波の医療機器等への影響に関する調査研究 等

#### ② 電波の人体及び電子機器等への影響に関する評価技術を確立するための調査研究

- ・ 人体の電波ばく露量評価
- ・ 電波防護指針適合性評価
- ・ 電波の電子機器等への影響の評価 等

#### ③ 電波の安全性に関する周知広報

- ・ 講演会の開催、パンフレットの調整及び配布 等

### 2 相談業務体制の確立（拡充）（1億円）

#### ① 外部相談業務機関の設立

- ・ 事務所借料
- ・ 相談要員人件費 等

#### ② 人材の育成

- ・ 研修費用
- ・ 教材費 等

# 施策名：安心・安全に電波を利用するための環境を整備する事業（継続・拡充）

## 3 住宅街の電界強度等のデータベース構築及び電波強度計測行政サービス体制整備（拡充）（1億円）

- ① 自宅周辺の電波強度の検索データベースの構築
  - ・ システム構築費 等
- ② 電波強度計測行政サービス
  - ・ 測定設備 等

## 4 国際・国内関係機関との連携強化（拡充）（1億円）

- ① 国際・国内機関との連携強化
  - ・ 会議費 等
- ② 世界各国の制度・取り組み動向調査
  - ・ 調査費 等

## 5 EMCの研究開発、EMCの基準策定（拡充）（2億円）

- EMC軽減に資する研究開発・EMC基準策定・調査・研究・分析
- ・ 研究費、測定機器及び施設等借料 等

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	3ヵ年計
所要予定額	30億円	30億円	30億円	90億円

### 電波利用料財源として支弁する理由

- ・ 電波が人体や電子機器等に及ぼす影響を明らかにすることで電波防護指針の妥当性の確認や見直しの必要性などの確認を行うことを可能とし、無線局の適正な運用に資するものである。
- ・ 電磁環境に関する評価技術を確立し、標準化に寄与することが期待できる。
- ・ 電波防護規制の根拠となっている電波防護指針の妥当性確認等を実施することにより、無線局全体の受益となる。
- ・ 安心・安全に電波を利用するための環境整備を図るものであり、無線局全体の受益となる。